

岡山県農業経営相談所コーディネーター設置活動要領

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

平成 31 年 4 月 24 日

第1 目 的

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」という。）が設置する岡山県農業経営相談所（以下「相談所」という。）にコーディネーターを置くものとし、その設置及び活動について定める。

第2 コーディネーターの設置

財団は、相談所にコーディネーターを設置することとし、必要に応じて複数名設置することができる。

第3 コーディネーターの役割

コーディネーターは、経営相談に対する高い水準での対応、専門家等の支援人材の育成及び業務管理のマネジメント、他の支援機関との良好な関係の構築などを行い、相談所の運営の中心的役割を担う。

第4 コーディネーターの業務内容

コーディネーターの業務内容は、次のとおりとする。複数のコーディネーターを設置する場合は、業務を分担し、又は協力し、効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

- (1) 相談所における農業者等からの相談対応
- (2) 相談所と支援機関との良好な関係の構築
- (3) 経営戦略会議の運営検討
- (4) 派遣する専門家の業務管理
- (5) セミナー、研修会の運営検討
- (6) 相談会等の運営検討
- (7) その他相談所の運営に必要な事項の検討

第5 専門家派遣

中小企業診断士のコーディネーターが、課題解決のために新たな専門家を支援チームに編入する必要があると判断した場合は、経営戦略会議に諮ることなく編入することができる。その場合、コーディネーターは経営戦略会議に事後報告を行うものとする。

第6 コーディネーターの守秘義務

コーディネーターは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、その職を離れた後も同様とする。